

アンリツグループ 現代奴隷・強制労働・児童労働に係るステートメント（仮訳）

1. 本ステートメントについて

このステートメントはアンリツグループの強制労働および児童労働を含む現代奴隷に係る当該期間（2025年4月から2026年3月まで）の活動報告と今後の計画を、英国「Modern Slavery Act 2015」、豪州「Modern Slavery Act 2018」およびカナダ「Fighting Against Forced Labour and Child Labour in Supply Chains Act」に基づく報告要件を踏まえ開示するものです。

各報告企業（*）および当社が支配するグループ会社を含めて協議し作成した共同のステートメントであり、全てのグループ企業の担当役員で構成される経営戦略会議で審議され取締役会で承認されたものです。

* アンリツ株式会社、Anritsu EMEA GmbH、Anritsu EMEA Limited、Anritsu Pty Ltd

2. 人権尊重に関する取り組み

アンリツグループは、人権に関する国際規範に基づいて、社内規範となる「企業行動憲章」や「行動規範」を制定し、児童労働および強制労働を認めない方針を明確にしてサステナビリティ経営に取り組んできました。2006年3月からは国連グローバル・コンパクトに参加しています。2022年12月には国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、グループの人権尊重に関する最上位の指針として「アンリツグループ人権方針」を制定し社内外に周知しました。また、世界各地のサプライチェーンのサプライヤーに「アンリツグループ CSR 調達ガイドライン」を配付し、サプライヤーにおける実態を調査するなど、さまざまな取り組みを行っています。

なお、本ステートメントにおいて「現代奴隷」とは、国際的に用いられる modern slavery の概念を指し、カナダ法における「強制労働（forced labour）」および「児童労働（child labour）」を含むものとして用いています。

3. 組織の構造、事業、サプライチェーン

アンリツグループは、アンリツ株式会社、子会社 51 社、関連会社 2 社により構成され「はかる」技術をコアコンピタンスとして、通信分野と食品加工・医薬品検査分野を中心にソリューションを提供しています。通信分野においては、5G など先端テクノロジーを活用したネットワークの構築を支えるモバイル計測のトップサプライヤーであり、食品加工・医薬品検査分野では食品ロスの削減や医薬品の信頼性向上に貢献する企業グループです。

Anritsu EMEA GmbH（本社：オーストリア・ウィーン）は、ヨーロッパ、中近東、アフリカ地域で、Anritsu EMEA Limited（本社：イギリス・ルートン）は、英国およびアイルランドで、Anritsu Pty Ltd（本社：オーストラリア・マウント・ウェイブレイ）はオーストラリアをはじめとするオセアニア地域で、主に通信用計測器の販売および保守を実施しています。アンリツ株式会社（本社：日本・神奈川県厚木市）はこれら 3 社の親会社となります。

2025 年度には、事業領域拡充の一環として、電力計測およびデータ分析ソリューションの提供を行う DEWETRON GmbH（本社：オーストリア）がアンリツグループに加わりました。

アンリツグループの製品およびサービスに関わるサプライチェーンはグローバルに広がっています。アンリツグループの企業活動は以下のウェブサイトに掲載されています。

アンリツ株式会社 : <https://www.anritsu.com/ja-JP/>

Anritsu EMEA GmbH/Anritsu EMEA Limited : <https://www.anritsu.com/en-GB>

Anritsu Pty Ltd : <https://www.anritsu.com/en-AU>

アンリツグループは、グローバルに製品の製造および調達を行っており、カナダを含む各国市場において製品を販売しています。そのため、アンリツグループの事業活動およびサプライチェーンには、強制労働および児童労働のリスクが内在する可能性があるとの認識のもと、継続的な人権デューデリジェンスに取り組んでいます。

4. 現代奴隷および人身取引に関する方針

現代奴隷および人身取引に関する方針を、アンリツグループの人権尊重の最上位の指針として定めた「アンリツグループ人権方針」に記すとともに、この方針を受け、企業または個人の行動の拠り所として定めている「アンリツグループ企業行動憲章」および「アンリツグループ行動規範」にも規定しています。

アンリツグループ人権方針

人権に関する最上位の指針である「アンリツグループ人権方針」では「労働の基本原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」の中核的労働基準である「結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認」、「あらゆる形態の強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用及び職業における差別の排除」を支持・尊重していることを宣言しています。

<https://www.anritsu.com/ja-jp/about-anritsu/sustainability/respect-persons>

アンリツグループ企業行動憲章

企業行動の指針である「アンリツグループ企業行動憲章」に次の通り定めています。

人権尊重：すべての人々の人権を尊重し、人種、性別等による差別的取扱いや、個人の尊厳を損なう行為を行いません。また、児童労働、強制労働を認めません。

アンリツグループ行動規範

グループで働く全員の行動を定めた「アンリツグループ行動規範」に次の通り掲げています。

基本姿勢：私達は、すべての人々の人権を尊重し、差別的取扱いや、個人の尊厳を損なう行為を行いません。また、児童労働、強制労働を認めません。

5. アンリツグループの人権デューデリジェンスに関する活動（当該期間の活動報告を含む）

現代奴隷と人身取引に関する人権リスク評価

2023年1月から2023年5月にかけて、Caux Round Table（CRT）日本委員会の協力の下「人権への負の影響の特定、分析、評価」のための人権リスクアセスメントを実施しました。このアセスメントは、アンリツグループの全ての事業の、調達－開発－製造－販売－利用－廃棄のバリューチェーンの各段階における、人権に負の影響を与える可能性を評価することで備えるべ

き人権リスクを抽出し、今後優先して対応すべき国、事業、およびライツホルダー（人権の負の影響を受ける可能性のある対象者）を明らかにするものです。

国際的なリスク分析・リサーチ・戦略予測の専門機関の人権リスクデータベースを活用したデスクトップ調査と関連部門のメンバーが参加するワークショップを実施し、アンリツグループの事業拠点が所在する 24 カ国の国の人権リスクと事業に付随する人権リスクの観点から、備えるべき人権リスクの抽出を行いました。そしてこの抽出されたリスクを、人権への影響度と会社との関連性の観点から、リスク管理部門および各関連リスクオーナーが評価を行い、現代奴隷および人身取引の視点からは、次の点を当グループとして優先的に取り組む人権課題として特定しました。本人権リスク評価においては、「現代奴隷および人身取引」の観点に加え、カナダ法における強制労働および児童労働のリスクも含めて評価を行っています。特に、部品・機器の調達先や生産拠点における労働環境を中心に、国・地域別の人権リスク情報を踏まえ、リスクの特定および管理に努めています。

・人権リスクの高い国における部品・機器調達先の労働環境調査の推進

2024 年度に引き続き 2025 年度も、中国、タイの生産拠点における部品・機器調達先の労働環境調査に注力しました。今後も人権への負の影響の防止・軽減、対応の実行性の追跡評価、外部への情報提供といった人権デューデリジェンスの仕組みを整え、人権尊重の取り組みを進めていきます。

なお、2025 年度以降の事業構成の変化を踏まえ、新たなグループ会社についても、事業特性や調達形態の違いによる人権リスクを考慮しつつ、今後の人権リスク評価および見直しの対象としていきます。

人権への負の影響を予防・低減する取り組み

アンリツグループでは、万一、事業活動またはサプライチェーンにおいて強制労働または児童労働が確認された場合には、当該取引の是正、影響を受けた労働者への救済、および必要に応じた関係者との協議を通じ、適切な是正措置を講じる方針としています。

また、児童労働の排除等に伴い、最も脆弱な家庭において一時的な所得喪失が生じる可能性がある場合には、関係者と連携し、その影響の把握および軽減策の検討を行います。

グループ内に向けた活動

人権尊重を含むアンリツグループ行動規範を入社時に社員に配付し、遵守する旨の誓約を取る他、毎年、人権尊重の重要性を再認識させるための教育を実施するとともにアンリツグループ行動規範遵守の確認書の提出を求めています。また、定期的に行う企業倫理調査や内部通報等により、人権尊重を含めたコンプライアンス問題の有無をチェックし適切な対応を取っています。

当該期間の活動は以下の通りです。

- ・ 2025 年 4 月、「企業倫理推進強化週間」において、日本国内アンリツグループの従業員が「行動規範」の遵守を目的とした教育を受講し、教育効果の確認のステップを経て、3,000 人が確認書を提出しました（提出率 100%）。
- ・ 2025 年 10 月、海外アンリツグループの従業員 1,570 人が、前項同様に「行動規範」の確認書を提出しました（提出率 100%）。

- ・2025年10月、例年行われている「企業倫理推進月間」の活動の中で、人権に関する法規を含む企業倫理調査を実施し、法務部門が各担当役員に調査結果をフィードバックし、改善に向けた対策を講じました。
- ・2025年12月から2026年1月にかけて、日本国内グループ従業員を対象にアンリツグループ人権方針の再周知を実施しました。
- ・2026年3月、経営戦略会議に年間のコンプライアンス推進活動の結果として、重大な法令等に係るコンプライアンス上の問題はなかったことを報告し、取締役会に上申しました。
- ・2026年3月、取締役会へ「2025年度アンリツグループのコンプライアンス活動報告」（「英国および豪州現代奴隷法」の対応含む）を報告しました。
- ・アンリツグループでは、日本、米州、EMEA および APAC 地域に従業員等から国際人権章典などの国際行動規範、各国の国内規範等に掲げられる人権侵害に関する通報や相談を含め、コンプライアンス違反に関連した事案を幅広く受け付ける通報・相談窓口を設置しています。2025年度の通報・相談件数は国内外合計で47件ありましたが、児童労働や強制労働に関わる案件はありませんでした。

サプライチェーンに向けた活動

サプライヤーへ『アンリツグループ CSR 調達ガイドライン』を配付し人権尊重の取り組みをはじめとした CSR 調達に対する理解を求めています。また、本 CSR 調達方針を尊重し取り組みに協力いただける旨の同意書の提出を、サプライヤーに求めています。

さらに、アンリツグループではサプライヤーへ CSR 調達アセスメントを実施しております。このアセスメントは人権をはじめとした CSR の各設問についてサプライヤーが自己評価を行うものであり、その取り組みが可視化されます。人権に関する設問において、2025年度のサプライヤー平均点は、52点満点中44.7点でした。回答内容の詳細やエビデンスを確認するため、サプライヤーのインタビューを現地訪問およびオンライン形式で行っていますが、現代奴隷および人身取引に関する問題は発見されませんでした。今後もサプライチェーンにおける現代奴隷および人身取引撲滅のため、これらの取り組みを強化してまいります。

アセスメントでは人権について以下の設問があります。

- a. 強制的な労働の禁止 b. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮 c. 労働時間への配慮
d. 適切な賃金と手当 e. 非人道的な扱いの禁止 f. 差別の禁止 g. 結社の自由、団体交渉権

当該期間（2025年4月～2026年3月）に、サプライチェーンにおける人権リスクを予防、低減するために以下の活動を行いました。

- ・2025年5月および11月に資材調達部門よりサプライヤーに対して「アンリツグループ人権方針」の周知を含め、CSR 調達活動の推進とSDGsへの取り組みについて説明しました。
- ・2025年度は過去1年間に一定の取引額のあるサプライヤー317社へCSR 調達アセスメント調査票を配付し、312社から回答をいただきました。
- ・2025年度は、CSR 現地インタビューを12社（国内9社、中国2社、タイ1社）実施しました。
- ・海外サプライヤー向けのCSR 調達ガイドラインおよびCSR 調達アセスメントについては、英語および中国語で対応しています。

6. 人権に関する問い合わせ窓口の活動

あらゆるステークホルダーが人権に関する相談、苦情申し立てを行える問い合わせフォームを2023年3月に開設しました。苦情・通報は匿名でも可能で、秘密保持と関係者の利益の保護を徹底しています。人権リスクへの早期対応を図る体制を整備することで、人権侵害の防止・軽減に努めています。2025年度は3件の問い合わせがありました。コンプライアンス担当部門が中心となって確認しましたが、人権に関連して当社が対応すべきと判断されるものではありませんでした。

なお、この窓口への問い合わせ件数は、グループ内の従業員等に向けた窓口の通報・相談件数には含まれません。

7. 啓発・研修（過去の研修および当該期間の活動を含む）

- ・2016年10月、日本国内グループ向け社内報で「英国現代奴隷法」の周知をしました。
- ・2016年12月、グローバル向け英文社内報で「英国現代奴隷法」の周知をしました。
- ・2017年1月～3月、全グループ(グローバル含む)の社員全員に人権問題および「英国現代奴隷法」の内容を理解するための研修(WBT)を実施しました。
- ・2018年3月、Anritsu EMEA Limitedの全員に「英国現代奴隷法」に関する研修(WBT)を実施しました。
- ・2019年4月に日本国内グループ全社員へ、2019年10月に海外グループ全社員へ人権尊重を理解する研修(WBT)を実施しました。
- ・2020年4月に日本国内グループ全社員へ、2020年10月に海外グループ全社員へ人権尊重を理解する研修(WBT)を実施しました。
- ・2021年10月に経営理念からアンリツグループ行動規範までを、常に行動の拠り所として確認できるよう整理した小冊子を全社員に配付し、周知しました。
- ・2022年9月に日本国内グループ全社員へ、2023年2月に海外グループ全社員へSDGs研修(WBT)を実施しました。
- ・2023年5月に日本国内グループ全社員へ「ビジネスと人権」研修(WBT)を実施しました。
- ・2023年11月に日本国内グループ全社員へ、2024年2月に海外グループ全社員へSDGs研修(WBT)を実施しました。
- ・2024年11月に日本国内グループ全社員へ、2025年2月に海外グループ全社員へサステナビリティ研修(WBT)を実施しました。
- ・2025年11月に日本国内グループ全社員へ、2026年2月に海外グループ全社員へサステナビリティ研修(WBT)を実施しました。

8. 活動の有効性についての評価

アンリツグループはこの報告期間中、強制労働および児童労働を含む現代奴隷の防止についてもサプライチェーンにおけるCSR調達の推進において、CSR調達アセスメント結果に対する現地インタビューの実施件数およびサプライヤーとの情報交換会などエンゲージメントの機会に関

する KPI を設定し、活動の有効性を評価してきました。

優先的に取り組む人権課題に対する人権デューデリジェンスの活動を強化し、その有効性を評価するため、2024 年度から現地インタビューの実施件数に関する KPI を年間 10 件以上に改め、事業やサプライチェーンにおける現代奴隷の撲滅に向けた活動の有効性の評価の質を高める取り組みを継続しています。

本ステートメントは、英国、オーストラリアおよびカナダの各法の報告要件を踏まえ、アンリツグループとして共同で作成されたものであり、2026 年 5 月の経営戦略会議での審議を経て、英国「Modern Slavery Act 2015」、オーストラリア「Modern Slavery Act 2018」およびカナダ「Fighting Against Forced Labour and Child Labour in Supply Chains Act」の適用要件に基づき、当社取締役会により承認されています。



アンリツ株式会社
代表取締役社長
グループ CEO
濱田 宏一
2026 年 5 月

このステートメントは、英国現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）に基づいて作成されたもので、Anritsu EMEA GmbH の 2025 年度のステートメントです。

Anritsu EMEA GmbH はアンリツ株式会社の子会社として、オーストリアにオフィスを置き、主に通信用計測器の販売および保守をヨーロッパ、中近東、アフリカ地域で実施しています。

Anritsu EMEA GmbH は、オーストリアのアンリツ株式会社の子会社として、本社が発表した「現代の奴隷制度に関する声明」を完全に遵守しています。

本ステートメントは、アンリツ株式会社および当社が支配する関連事業体との協議を経た上で、アンリツ株式会社の執行役員で Anritsu EMEA GmbH の取締役が参加した 2026 年 5 月のアンリツ株式会社 経営戦略会議で審議され、その後取締役会で決議されました。



田中 憲次
ディレクター
Anritsu EMEA GmbH
2026 年 5 月

このステートメントは、英国現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）に基づいて作成されたもので、Anritsu EMEA Limited の 2025 年度のステートメントです。

Anritsu EMEA Limited はアンリツ株式会社の子会社として、英国ルートンにオフィスを置き、主に通信用計測器の販売および保守を英国およびアイルランドにて実施しています。

Anritsu EMEA Limited は、英国のアンリツ株式会社の子会社として、本社が発表した「現代の奴隷制度に関する声明」を完全に遵守しています。

本ステートメントは、アンリツ株式会社および当社が支配する関連事業体との協議を経た上で、アンリツ株式会社の執行役員で Anritsu EMEA Limited の取締役が参加した 2026 年 5 月のアンリツ株式会社 経営戦略会議で審議され、その後取締役会で決議されました。



田中 憲次
ディレクター
Anritsu EMEA Limited
2026 年 5 月

このステートメントは、オーストラリア現代奴隷法（Modern Slavery Act 2018）に基づいて作成されたもので、Anritsu Pty Ltd の 2025 年度のステートメントです。

Anritsu Pty Ltd はアンリツ株式会社の子会社として、オーストラリア Mount Waverley にオフィスを構え、主に通信用計測器の販売および保守を、オーストラリアをはじめとするオセアニア地域で実施しています。

Anritsu Pty Ltd は、オーストラリアのアンリツ株式会社の子会社として、本社が発表した「現代の奴隷制度に関する声明」を完全に遵守しています。

本ステートメントは、アンリツ株式会社および当社が支配する関連事業体との協議を経た上で、アンリツ株式会社の執行役員で Anritsu Pty Ltd の取締役が参加した 2026 年 5 月のアンリツ株式会社 経営戦略会議で審議され、その後取締役会で決議されました。



田中 憲次
マネージング ディレクター
Anritsu Pty Ltd
2026 年 5 月